

令和8年度

いじめ防止基本方針



宇部市立二俣瀬小学校

宇部市立二俣瀬小学校いじめ防止基本方針

平成31年4月策定

令和8年4月改定

この方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条の規定により、宇部市立二俣瀬小学校の全ての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等に関する基本的な方針や具体的な取組等について定めるものです。

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) 本校のいじめ防止等の対策にかかる基本理念

いじめは、いじめられた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるなど、著しく人権を侵害する行為です。

本校では、いじめの根絶に向けて、教職員、保護者、地域住民など本校教育に携わる関係者らが相互に連携し、いじめ防止対策推進法が定めるいじめの禁止、関係者の責務等を踏まえ、いじめ防止等に関する対策を行います。「いじめは、人間として絶対に許されない」との認識の下、「未然防止」の取組を重視し、人権教育や道徳教育、情報モラル教育などの取組を総合的かつ効果的に推進し、本校の学校教育目標が示す、「ひたむきで ぬくもりのある さわやかな 二俣瀬っ子」の育成を基本的な考え方とし、児童一人ひとりを大切にする人権尊重を土台とした学校づくりを進めます。

(2) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条に、「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と規定されています。本校においても、いじめ防止対策推進法が示す定義を基に対応等を行います。

けんかやふざけ合い、「いじり」についても、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断し対応を行います。

教職員からの「行為」が児童の心理面で影響を与え、ストレスの要因になることも考えられます。教職員の発言や行動が集団の中での関係性に大きな影響を与えかねないということに留意し、指導にあたります。

(3) いじめの禁止

児童生徒は、いじめを行ってはならない。 「いじめ防止対策推進法」第4条

(4) いじめの解消の定義

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

○いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していることにより、いじめが解消したと判断します。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとします。

○被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点（3か月を目安）において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることが必要です。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認し、いじめの解消を判断します。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための基本となる事項

(1) 本校におけるいじめ問題対応の視点

いじめは、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識の下、全教職員はもとより、家庭・地域との連携を密にして以下の点を対応の視点として、いじめ問題への取組を推進します。

〈1〉 発達支持的生徒指導

〈2〉 課題予防的生徒指導

- ①未然防止（いじめの予防）
- ②早期発見（把握しにくいいじめの発見）
- ③早期対応（現に起こっているいじめへの対応）

〈3〉 困難課題対応的生徒指導

- ④重大事態への対応（生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応）

(2) 校内体制について

校長をリーダー、教頭をサブリーダーとする「いじめ問題対策会議」を設置します。この会議では、学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等に係る取組について、学校評価等を活用して、PDCAサイクルによる検証等を行い、より実効性ある取組となるよう改善を図ります。

いじめ問題対策会議の構成員

リーダー：校長、サブリーダー：教頭

- | | |
|---------------|--------------------------|
| 【教職員】 | 生徒指導担当教員、教育相談担当教員、養護教諭 |
| 【心理や福祉の専門家】 | スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー |
| 【保護者や地域住民の代表】 | 学校運営協議会委員（保護者代表、地域住民代表） |

(3) 規範意識の醸成に向けた取組

いじめの未然防止のため、児童の規範意識を醸成する取組は重要です。そのため、「きまりを守ること」「節度ある生活をする」「礼儀正しく人と接すること」について、児童の心身の成長の過程に即した重点的かつ具体的な取組をします。

(4) いじめ防止・根絶強調月間の取組

山口県教育委員会では、毎年10月を「いじめ防止・根絶強調月間」と位置付けています。本校においても、この月間に、いじめ防止・根絶に向けた取組を推進するため、取組状況の点検・評価や、児童会等による主体的な活動の充実を図ります。

(5) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

ア 小中連携の一層の促進

いじめの対応については、未然防止、早期発見、早期対応の取組はもとより、小中連携の情報の共有や切れ目のない支援体制の構築等が重要なため、小中連携の一層の促進に努めます。

イ 多様な専門家や関係機関と連携した取組等の推進

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の心理や福祉の専門家の連携はもとより、関係機関との連携を一層促進し、いじめ防止等に係る取組の充実・強化を図ります。

ウ 教育相談週間との連携

年3回の教育相談週間を設定し、一人ひとりに寄り添ったきめ細かい対応を行います。

(6) 職員会議での情報交換及び共通理解

月に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図ります。（児童理解の会）

3 いじめ問題対応への具体的な取組

〈1〉 発達支持的生徒指導

特定の課題を意識することなく、すべての児童を対象に、学校教育目標の実現に向けて、教育課程内外のすべての教育活動において、生徒指導の基盤として進めていきます。ここでは、児童が自発的・主体的に自らを発達させていくことを尊重し、その発達の過程を学校や教職員が支えていきます。

具体的には、教職員の児童への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事等において個と集団への働きかけを行うことを通して、自己肯定感の高まり、自己効力感、他者理解力、思いやり、共感性などを含む社会的資質・能力の育成を図ります。

〈2〉 課題予防的生徒指導

① 未然防止

○ 学級経営の充実

- ・ ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「生活アンケート」の結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努めます。
- ・ 児童一人ひとりが、「分かる」「できる」といった成就感や充実感をもてる授業の実践に努めます。
- ・ 教職員全員が高い人権意識をもち、教育活動に当たります。

○道徳教育の充実

- ・道徳の授業を通して、児童に道徳性を養います。
- ・全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てます。

○相談体制の整備

- ・毎週実施の「生活アンケート」後に学級担任により教育相談を行い、児童一人ひとりの理解に努めます。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと関わる時間を設定し、教育相談の充実に努めます。

○他学年交流の実施

- ・たてわり班による掃除活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせます。

○インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- ・全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童にモラル教育をするなどして迅速に対応します。
- ・一度ネット上に拡散したいじめに係る画像等の情報を消去することは極めて困難であり、いじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があること、またインターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ること等を理解させるなど、情報モラルを身に付けさせる指導の充実に努めます。

○学校相互間の連携協力体制の整備

- ・厚東川中学校や厚東小学校、小野小学校、二俣瀬保育園と情報交換や交流を行います。

○保護者・地域との連携

- ・教職員、保護者、児童がいじめや意地悪について振り返ったり、考えたりできるように情報交流を行います。

○児童の主体的な活動の充実

- ・「二俣瀬小学校あいさつのやくそく」など、自分たちでいじめ防止につながる取組について考え、学校全体で共有する場を設けます。

②早期発見

○校内指導体制の確立

- ・複数の教職員による指導体制をつくり、担任だけでなく、いじめ問題対策会議メンバー（校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭）と連携を密にします。全校体制で、児童の多面的・多角的な情報収集・実態把握に努め、記録等にまとめるとともに、すべての教職員で共有を図ります。
- ・教育相談担当教員、養護教諭を「いじめ対策会議」のメンバーに加え、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、専門家と緊密な連携を図ります。

○「生活アンケート」の実施

- ・「生活アンケート」を毎週実施します。また、それをもとに、一人ひとりの児童と直接話をして、思いをくみ取るようにします。

○教育相談週間の実施

- ・每学期1回、教育相談週間を実施し、学級担任や児童が相談したい教職員と1対1で話ができる時間を持ちます。
- ・市の「いじめアンケート」年2回（6月、10月）実施します。児童と保護者それぞれにアンケートを実施し、各担任が聞き取り等を行い、問題解決に向けて全教職員で共通認識をもって対応します。

○家庭・地域との連携

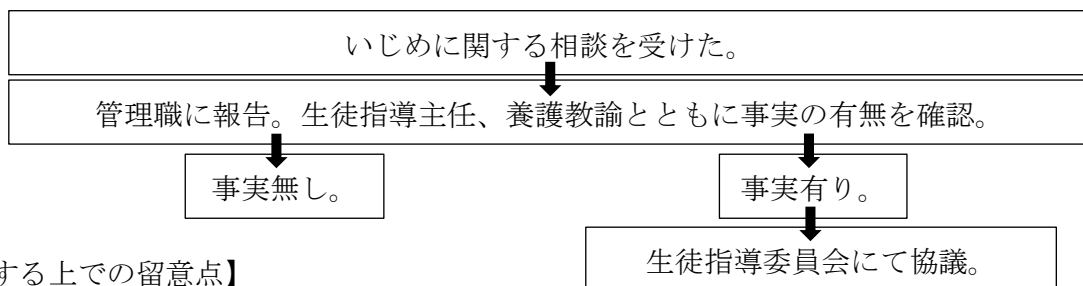
- ・児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努めます。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努めます。
- ・学校運営協議会では、家庭や地域における児童の様子についての情報交換を行うとともに学校での課題について共通理解を深め、三者が一緒にいじめ早期発見、早期対応に努めます。

③早期対応

いじめ問題は、教職員が一人で事案を抱え込むことなく、情報を共有し、校長のリーダーシップの下、全校体制でいじめの解消に向けた取組を推進します。

【学校の体制づくり】

- いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認します。
- いじめの事実が確認された場合は、生徒指導委員会を開き、対応を協議します。



【対応する上での留意点】

- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。

(山口県いじめ防止基本方針 P32、33)

【教育相談の在り方】

- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講じます。
- 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じます。

(山口県いじめ防止基本方針 P34、35)

【保護者・地域・関係機関との連携】

- 積極的にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を図ります。
- 臨時のいじめ問題対策会議、学校運営協議会を開催し、問題を共有し、学校・保護者・地域が一体となって解決を図ります。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処します。

(山口県いじめ防止基本方針 P36～38)

【インターネットや携帯電話、通信機能を有するゲーム機器等を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応】

インターネットや携帯電話、通信機能を有するゲーム機器等を通じて行われるいじめは、発信された情報の高度の流通性や発信者の匿名性、非公開の SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス：登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。）やコミュニケーションアプリの閉鎖性などの特性を踏まえて対応します。

〈3〉困難課題対応的生徒指導

④重大事態への対応

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、以下により調査を行います。

暴力行為や不登校等の事案が、法第 28 条による重大事案であるか否かについては、事案の背景にいじめが関連していないか、関係する児童や保護者等から情報収集し、事実関係を整理した上で、「いじめ問題対策委員会」において判断します。

児童生徒や保護者からの申立てについては、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たることとします。

【重大事態とは】

- ① いじめにより児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
（「いじめ防止対策推進法」第 28 条 第 1 項 第 1 号）

※「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とは

- ア. 児童生徒が自殺を企図した場合 イ. 身体に重大な障害を負った場合
ウ. 金品等に重大な被害を被った場合 エ. 精神性の疾患を発症した場合 等

- ② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
（「いじめ防止対策推進法」第 28 条 第 1 項 第 2 号）

※「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」とは

年間 30 日（不登校の定義）を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合等は、学校または市教委が該当の可否を判断する。

〔1〕重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、教育委員会を通じて、市長へ報告します。

〔2〕調査委員会の設置・調査

速やかに全容解明に向けた調査を行います。調査に当たっては、「いじめ問題対策会議」を母体に、必要に応じて、警察、児童相談所、その他の関係機関をメンバーに加え、調査委員会を設置します。また、教育委員会と緊密に連携しながら、調査を進めます。

教育委員会が主体となって調査委員会を設置し、調査する場合は、積極的に協力します。

〔3〕調査結果の報告

当該児童・保護者等に、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するとともに、教育委員会を通じ、市長へ調査結果を報告します。

4 その他の留意事項

学校いじめ問題対策会議での検証により、いじめ防止基本方針の見直しが必要な場合や、国、県、または市のいじめ防止基本方針の見直しが行われた場合等は、基本方針をより実効性のあるものとするため、基本方針の見直しを行います。

〈別表〉

令和8年度 いじめ防止対策年間計画

宇部市立二俣瀬小学校

	指導等の内容		
	教職員の活動	児童の活動 ※生活アンケート毎週	保護者への活動
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策に関わる共通理解 ○児童に対する情報交換 <p style="text-align: right;">【職員会議】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○学級開き・学級ルールづくり <p style="text-align: right;">【学級活動】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策についての説明・啓発 <p style="text-align: right;">【育友会総会・学級懇談】</p>
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○児童に対する情報交換 <p style="text-align: right;">【職員会議】 【児童理解の会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> ○行事を通じた人間関係づくり <p style="text-align: right;">【1年生と仲良くなる会】</p> <p style="text-align: right;">【宿泊学習】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○SC訪問（SC活用方法の説明・面談） 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○児童に対する情報交換 <p style="text-align: right;">【いじめ問題対策会議①】</p> <p style="text-align: right;">【職員会議】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○行事を通じた人間関係づくり <p style="text-align: right;">【集合学習】</p> <p style="text-align: right;">【プール清掃】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○SCによる「SOSの出し方」の授業（GHP／3～6年生対象） （6月2日） ○SC訪問（いじめ問題対策会議・授業観察・面談） ○いじめアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○自己評価の実施 ○児童に対する情報交換 <p style="text-align: right;">【職員会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○校内人権教育研修会 <p style="text-align: right;">【職員研修】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○チャレンジ目標の反省 ○SC訪問（面談） 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策についての啓発 <p style="text-align: right;">【学校通信など】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第1回学校づくりアンケート
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回学校づくりアンケートの考察 ○人権教育研修会 <p style="text-align: right;">【宇部市】</p>		

9月	<ul style="list-style-type: none"> ○児童に対する情報交換 【職員会議】 【児童理解の会】 ○教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> ○SC 訪問（面談） 	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回学校づくりアンケート 集計結果 【学校だよりなど】 ○保護者との情報交換 【個人懇談会】
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○児童に対する情報交換 【職員会議】 ○いじめ防止の取組状況 ○いじめアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ○全校で遊ぶ日 ○行事を通した人間関係づくり 【運動会】 【修学旅行】 ○SC 訪問（面談） 	<ul style="list-style-type: none"> ○学級 PTA 活動 ○いじめアンケート
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○人権教育参観日・講演会 （11月6日） ○児童に対する情報交換 【職員会議】 【いじめ問題対策会議②】 	<ul style="list-style-type: none"> ○行事を通した人間関係づくり 【集合学習】 ○全校で遊ぶ日 ○SC（いじめ問題対策会議・面談） 	<ul style="list-style-type: none"> ○人権教育参観日
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○自己評価の実施 ○学校づくりアンケート ○児童に対する情報交換 【職員会議】 	<ul style="list-style-type: none"> ○行事を通した人間関係づくり 【校内持久走大会】 ○学校づくりアンケート ○チャレンジ目標の反省 ○SC～GHP（12月15日） 	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回学校づくりアンケート
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○児童に対する情報交換 【職員会議】 【児童理解の会】 ○第2回学校づくりアンケートの 考察 ○教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> ○全校で遊ぶ日 ○SC～中学0年生からの教育相談 （6年生対象） 	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回学校づくりアンケート 集計結果 【学校だよりなど】
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○児童に対する情報交換 【職員会議】 ○学校評価委員会 ○いじめ防止の取組の反省 【いじめ問題対策会議③】 	<ul style="list-style-type: none"> ○全校で遊ぶ日 ○SCによる「中学校に向けての準備」の授業（GHP／6年生対象） ○SC 訪問（いじめ問題対策会議） ○SC～中学0年生からの教育相談 （6年生対象） 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策についての啓発 【学級懇談会】
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○自己評価の実施 ○児童に対する情報交換 【職員会議】 ○次年度への取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○行事を通した人間関係づくり 【6年生を送る会】 ○SC 訪問（面談） 	